

県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十七号

県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する
条例

(県費負担教職員定数条例の一部改正)

第一条 県費負担教職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第五号)の一部を次の
ように改正する。

第二条第一項中「七千二百七十四人」を「七千二百四十七人」に改める。

(奈良県立高等学校等職員定数条例の一部改正)

第二条 奈良県立高等学校等職員定数条例(昭和三十二年三月奈良県条例第六号)の一
部を次のように改正する。

第二条第一項中「二、〇二四人」を「一、九九一人」に、「一、〇八一人」を「一、
〇八六人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。